

熊本県クリーニング師試験委員会設置要項

(設置)

第1条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定に基づく試験の実施に関する事務を行うため、クリーニング師試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長をもって充てる。

3 委員は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長補佐1名をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから、知事が依頼する。

(1) 学識経験を有する者

(2) クリーニングの専門的知識及び業務経験を有する者

(職務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 試験問題の作成

(2) 受験者の合否判定基準等の設定

(3) その他、試験の実施に伴う必要事項の決定

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、健康福祉部健康局薬務衛生課において行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成27年5月20日から施行する。